

令和 6 年度（2024 年度） 第 1 回

吹田市立高齢者いきいの家指定管理者候補者選定委員会 （議事録）

1 開催日時・場所

日時 令和 6 年（2024 年）5 月 24 日（金）午前 9 時 55 分から午前 11 時 10 分まで

場所 吹田市立高齢者いきいの家

2 出席委員

- (1) 吉岡 洋子 関西大学 教授
(学識経験者)
- (2) 奥谷 義信 社会福祉法人吹田市社会福祉協議会 副会長
(市内の福祉を目的とする公共的団体の代表者)
- (3) 西川 緑一 吹田市民生・児童委員協議会 岸部地区委員長
(市内の福祉を目的とする公共的団体の代表者)
- (4) 井上 寧 近畿税理士会吹田支部 幹事
(公認会計士、税理士その他会計に関し専門的知識
又は経験を有する者)
- (5) 八瀬 恵 大阪府社会保険労務士会 労務監査推進特別部会 副部会長
(社会保険労務士、その他労務管理に関し専門的知識
又は経験を有する者)

3 欠席委員

なし

4 会議次第

- 1 あいさつ
- 2 委員長及び副委員長の選任
- 3 諮問
- 4 (1) 吹田市立高齢者いきいの家について
(2) 吹田市立高齢者いきいの家指定管理者選定スケジュール（案）について
(3) 吹田市立高齢者いきいの家指定管理者募集要項（案）及び指定管理者管理運営
基準（案）について
(4) 吹田市立高齢いきいの家指定管理者候補者の選定方法（案）・選定基準（案）及
び評価方法（案）について
- 5 その他

5 配布資料

【資料 1】吹田市立高齢者いきいの家について

【資料 2】吹田市立高齢者いきいの家指定管理者選定スケジュール（案）

【資料 3】吹田市立高齢者いきいの家指定管理者募集要項（案）

【資料 4】吹田市立高齢者いきいの家指定管理者管理運営基準（案）

【資料 5】吹田市立高齢者いきいの家指定管理者候補者の選定方法について（案）

【資料 6】吹田市立高齢者いきいの家指定管理者候補者選定基準（案）

【資料 7】吹田市立高齢者いきいの家指定管理者候補者の評価方法（案）

【参考資料】吹田市立高齢者いきいの家条例、同条例施行規則

6 議事の概要

【委嘱状確認】

【福祉部次長挨拶】

【委員紹介、事務局紹介】

【委員長、副委員長の選任】委員長に吉岡委員、副委員長に奥谷委員を選任

【諮問書交付】

事務局

それでは、ここからの進行につきましては委員長をお願いいたします。

委員長

それでは、進行を代わらせていただきます。

次第に沿いまして、次第4、案件（1）吹田市立高齢者いきいの家について、案件（2）吹田市立高齢者いきいの家指定管理者選定スケジュール（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

【案件（1）、案件（2）説明】

委員長

説明が終わりました。御意見や御質問があればお願いいたします。

（なし）

なければ、案件（２）吹田市立高齢者いきいの家指定管理者選定スケジュール（案）につきまして、承認ということによろしいでしょうか。

各委員

異議なし

委員長

異議なしとのことですので、本案を承認いたします。

それでは次に、案件（３）吹田市立高齢者いきいの家指定管理者募集要項（案）及び指定管理者管理運営基準（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

【案件（３）説明】

委員長

説明が終わりました。御意見や御質問等があればお願いいたします。

委員

別紙１の３は表題がありませんが、主催事業の講座ということですか。

事務局

主な主催事業となりますので表題を追加させていただきます。

委員

別紙２に自主事業の実施は市が定める事業のほかとありますが、どのような定めがありますか。主催事業のことですか。

事務局

主催事業は条例の趣旨に基づき施設の設置目的を達成するために行っていただく講座で、絵手紙教室、映画会、介護予防健康体操等については主催事業として継続実施していただきたいと例示しています。必ずこの主催事業を継続していただくということではなく、事業計画書を事前に提出いただき、市と協議の上、承認する形でやっていきたいと思っています。

委員

主催事業については、これまでもされてこられたので新しい事業者になっても、やっていただけますかと市がお願いし協議して決めるということですね。

事務局

おっしゃる通りです。

委員

資料3に主催事業の記載はないですが、どこに記載されていますか。

委員長

第三者モニタリングの時も同様の話が出たような覚えがあるのですが。

委員

主催事業は市から予算が出ている分といった話があったと思います。

事務局

事業者の説明は、主催事業は無料で自主事業は有料ですとありましたが、それだけではなく条例の設置目的を達成する事業を主催事業としています。

委員

自主事業でされていたものを主催事業でされてはどうですかという話があったので、その区別がわかるように説明が必要かと思います。

事務局

事業開始前には十分協議してやっていきたいと思います。

募集要項の3 指定管理者の業務範囲及び内容（3）ウに施設の目的を達成するための各種事業等の実施・運営に関する業務と定めている部分が主催事業となります。

委員長

事業者さんが応募されるときにということもありますし、市民の方が見られた時にもオリジナリティーを出してされているということが分かったほうがよいと思います。

委員

今期は令和7年3月で終了し、新たな指定管理者を選定されてということですが、前回選定されたときと今と募集要項等で大きく変わったところがありますか。

事務局

大きな変更はございません。

委員

指定管理料が上がっていますが、積算の基準はありますか。

事務局

市の統一基準はありません。現在運営されている決算内容等の運営実績を基に、物価高騰等を加味して積算しています。

委員

社会福祉法人等で職員の定着率が低いと聞いています。特に保育所や高齢者施設です。なぜかという仕事に見合った報酬がなされているのかどうかです。あまりにも低く抑えると市の負担は少なくなるが、働く人にとって不利益で途中で辞めてしまう心配がありますが、実績をベースにしているのでそういった心配はないということですね。

事務局

はい。

委員

応募が1団体であっても適否を判断するということですが、応募がない時はどうするのですか。また、1者の時に基準に満たない時はどうするのですか。

事務局

再募集になります。

委員

高齢者いこいの家だけではなく、地域包括支援センターなどでも人件費は働く人の不利益にならないように考えてあげてほしいと思います。そのことが事業を継続することにつながりますので、地域の方がいつ行っても安心して相談できる環境を整えてあげてほしいなと思います。働く人の給与を考えていただければと思います。年々指定管理料が上がっていますが、公務員の人事院勧告等をベースにしていますか。

事務局

物価が年々上がる推計を基にしています。

委員

物価がもっと上がれば年度途中であっても増額はできますか。

事務局

協議になると思います。

委員

吹田市だけではないですが、このような施設での人件費は低い状況です。それだけではなく、電気代やガス代が1.5倍になったりしていますが、ここ数年委託料が変わっていない状況です。委託料には上限があるので収めてくださいというのはわかりますが、電気代とかは急に上がるものですので、配慮をお願いしたいと思います。委託料は売上げにあがるもので、施設としては非常に安いですが、家賃、地代が月50万円×12か月で600万円分が無料で、委託料に600万円を足して2,300万円くらいの売上げでされていることを考えると腑に落ちます。

委員

高齢者等の積極的雇用とありますが、どのように確認されるのですか。

事務局

応募の際には、申請様式の様式第2号「事業計画書」に具体的に記入いただく内容で判断いただければと思います。実際に雇用されているかについては、毎年の市のモニタリング時に確認させていただいております。

委員

高齢者等ではなく障がい者も入れてはどうですか。

事務局

募集要項に障がい者法定雇用率の達成への取組も別で記載しています。

委員長

募集要項の中で高齢者等が障がい者の項目と離れているので順番を変えることはできますか。実際の状況はモニタリング時に市でチェックされているということですね。

事務局

御指摘のとおり、項目の順番を入れ替えます。また、実際の状況は市でチェックしています。

委員

前回の応募の時にはこの項目の記載があったと思いますが、実際の状況を確認しているのですね。書面で確認していますか。

事務局

実際に高齢の方が働いていることを確認させていただきました。

また、毎年の市のモニタリング時に雇用契約書等で確認させていただいています。

委員長

高齢者をたくさん雇用することが、最大限に目的達成によいのかはまた別だとは思いますが、項目にあるのでクリアにする必要があると思います。

委員

今のことに関連してですが、高齢者雇用をどういう取組をされているかということについて記入する用紙があり、意見を聞くことはできますが、実態として確認できるようなものとしては、事業者の抱えている労働者の数によるのですが、法令上は常時30人以上雇用されていると高齢者雇用等の雇用状況報告書を毎年6月1日の時点でどういう状況かハローワークに届け出ることになっています。何歳以上の年齢の方が何人いるか年齢別、男女別に記入する様式がありますので、そういったものを添付いただくと、判断材料にはなるかと思います。

資料3の応募にあたっての提出書類で団体の労務に関する書類がありますが、労働安全衛生法について、従業員の健康をしっかりと管理されていないと事故を起こすことがあるかもしれませんので、雇入れ時の診断と1年に1回の定期的健康診断が定められていますので、ちゃんと行っているか確認できるような資料が拝見できればと思います。新たに指定管理事業を始められる事業者の場合は、今いる従業員に対してされているか確認することも重要かと思いますが、いかがでしょうか。

事務局

具体的にどういった書類を提出していただいたらよいでしょうか。

委員

健康診断の中身は個人情報になり、拝見するのは難しいので健康診断をしているかは規模によっては50人以上いざしければ労働基準監督署に対して人数だけを書く報告書があるのですが、小さい規模のところだと提出義務がないので、健康診断を定期的に行っているといった記述をしていただく様式を工夫していただけたらと思います。

高齢者雇用状況報告書も常時30人以上雇用されていないと報告を見ることができないので何らかの形で入れていただけたらと思います。

委員長

働く人のことを考えている方針を確認することが大事だと思います。

それではほかに質問がないようですので、案件（3）吹田市立高齢者いきいの家指定管理

者募集要項（案）及び指定管理者管理運営基準（案）につきまして、承認ということでしょうか。

各委員

異議なし

委員長

異議なしとのことですので、本案を承認いたします。

それでは続きまして、案件（４）吹田市立高齢いこいの家指定管理者候補者の選定方法（案）・選定基準（案）及び評価方法（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

【案件（４）説明】

委員長

説明が終わりました。御意見や御質問等があればお願いいたします。

委員長

グループ応募の場合とはどのような場合ですか。

事務局

法人ではなく、グループが合同で応募される場合を記載しています。

委員

法人格をもたない任意の団体ですね。

事務局

そうです。

委員

15 分のヒアリングで内容を判断するのは難しいと思います。障がい者施設などでは行政が１次評価をしていたと思います。

事務局

応募書類をもって仮評価を行っていただき、書類ではわからない部分をヒアリングいただく趣旨をお願いします。

委員長

事前に1事業所さん毎に1冊のファイルがあり、事前に審査してということですね。
それでも難しいですが。

事務局

おっしゃる通りです。

第三者モニタリング時には、市で1次評価をさせていただいたのですが、運営を実際見ている市の評価というところでさせていただいております。今回は選定ですので、事務局では応募法人名がわかっているため付度があってはいけないので1次評価は行いません。委員の皆様の応募書類には法人名がわからないように黒塗りさせていただきます。

委員

応募が1者だけだとしんどいですね。競争があることが第一義だと思います。あまり多くても大変ですが、適切な競争相手があればよいのかなと思います。法人としては施設の内容によって実績のある所に点が入ってしまうので、競争してほしいと思います。

1者しか応募がないという状況を避けるために競争相手を確保していくのも手だと思います。営業や開拓を勧めているわけではないですが、競争相手がいたほうがよいと思います。

委員長

こぞって応募がある施設ではないかもしれませんが、応募があればよいと思います。

委員

前回は何者応募があったのですか。そういうところから問い合わせはないのですか。

事務局

前回の応募は3者ありました。今のところ問い合わせはありません。

委員

なるべく応募書類は十分な確認時間が取れるよう、順番に送っていただけたらと思います。

事務局

承知しました。

委員

採点時間は5分とありますが、5分は短いのでおおむねの時間ですか。

事務局

目安の時間です。事前に書類審査で仮評価をしていただき、当日の内容で迷っていた部分など修正いただけたらと思います。最後にお時間は取らせていただきます。

委員

障がい者や保育所のように数が多い施設では実績があり評価がしやすいですが、高齢者いこいの家は事例が少ないので難しいと思っています。

委員長

極端に言いますと、住民グループの任意団体と巨大なメンテナンス会社などが出てきたときに評価が難しいと思います。

委員

申請書に言いたいことを文字にすることは相当のスキルが必要だと思います。

委員長

それでは他にはないようですので、案件（４）吹田市立高齢いこいの家指定管理者候補者の選定方法（案）・選定基準（案）及び評価方法（案）につきまして、承認ということによろしいでしょうか。

各委員

異議なし

委員長

異議なしとのことですので、本案を承認いたします。

募集要項等の変更部分の確認をお願いします。

事務局

募集要項の資料３（１０）高年齢者等の積極的な雇用を（７）の前に順番を変更させていただきます。別紙１の３に主な主催事業の表題を追加します。様式第２号に労働安全衛生に関する方針として健康診断を適切に実施しているかについて文章で記入いただく内容に変更させていただきます。

委員長

そのように修正をよろしくお願いいたします。

それでは続きまして、次第５その他につきまして、事務局から何かありますでしょうか

か。

事務局

【今後のスケジュール等について説明】

最後に、次回以降の選定委員会の日程についてお知らせいたします。スケジュールにありますように、2回目が、8月1日（木）の午後からメイシアター第一会議室での開催を考えております。詳細につきましては、後日、開催通知を送付させていただき、併せて委員会資料も送付いたします。どうぞ、よろしくお願いいたします。

委員長

ありがとうございました。

それではこれで、第1回吹田市立高齢者いきいの家指定管理者候補者選定委員会を閉会いたします。本日はお疲れさまでした。